

2020年10月9日

内閣総理大臣 菅 義偉殿

宮城女性九条の会

共同代表 樋口 晟子

同 一戸 葉子

(仙台市青葉区上杉二丁目 1-10 仙台 YWCA 会館内)

抗議文

貴殿はこの程、日本学術会議の会員に学術会議が推薦した新会員候補 105 人中 6 人の任命を拒否しました。私たちはこれに強く抗議いたします。

日本学術会議は、学者が戦争協力した痛苦の体験を反省し、これを繰り返さないために「平和的復興・人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」て 1949 年発足しました。

当初は選挙制だった会員の任命方法を、学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する現在の制度に変えた 1983 年の国会で、政府は「任命は形だけのもので、推薦された人を拒否することはない」と答弁しており、以来この解釈に従って運用されてきました。政府による任命拒否はあり得なかったのです。

発足したばかりの菅内閣の暴挙の裏に、安倍首相・菅官房長官の時代に、このシステムを解釈変更で拒否できる準備がされ、2018 年内閣府と内閣法制局との間で「学術会議会員は特別公務員であり、公務員は国民を代表する内閣が任命するのであるから、任命を拒否する権限もある」との合意がひそかになされていたことがこの程明らかになりました。政府はこれを解釈変更ではないと言いますが、解釈変更でないとするれば、83 年の国会答弁と正反対の措置を同時にとり得ることになり制度として成り立ちません。解釈変更であることは論を待ちません。

しかし法の解釈変更は法を変えることに匹敵するもので、政府内の担当部局間の合意だけで実行することは許されません。このようなやり方が通用すれば法はあってなきが如しになり、「法の支配」に逆行する独裁が横行することになるでしょう。

日本学術会議は先に示した目標の下、研究乃至研究者のあり方を厳しく問いつつ政府に対し科学・文化等に関する政策提言なども行う機関です。高度な自治を認められ、政府に従属する機関ではありません。

この度の任命拒否は理由が示されておらず、これ迄の 6 氏の実績から見て、戦争する体制づくり等、安倍内閣の政策に批判的な人々を排除したものと思われても仕方ありません。そうだとすれば、これは学問の自由を保障した憲法 23 条や、思想・良心の自由を保障した憲法 19 条、表現の自由を保障した憲法 21 条等に違反する重大な過ちであると言わざるを得ません。これらの条項は、明治憲法の下でこれらの権利が国民に保障されていなかったためにあの亡国の戦争が遂行されたことの反省の上に定められたものであり、それを無視し違反を続けるならば、私たち国民全てを不幸に陥れることにつながります。

私たちは憲法九条を守り抜くためにも、幾重にも違憲・違法である今回の措置を撤回し、法に従って直ちに 6 氏を会員に任命することを求めます。

以上